

許 可 証

4あ環第7-1.0号

住 所 愛西市日置町四反割27番地1

氏 名 株式会社ACS
代表取締役 辻 朝子 様

令和5年2月27日に申請のあった一般廃棄物処理業については、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項

の規定により次のとおり許可する。

浄化槽法第11条第1項

令和5年3月1日

あま市長 村 上 浩 司



取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（但し可燃ごみに限る）
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
業務の区域	あま市全域
許可年月日	令和5年4月1日
有効期間	自 令和5年4月1日 至 令和7年3月31日
条 件	関係法令等を遵守すること。 収集・運搬は登録車両に限る。 甚目寺地域から回収した廃棄物の搬入先は名古屋市五条川工場に限る。七宝・美和地域から回収した廃棄物の搬入先は八穂クリーンセンターに限る。 いかなる場合においても本市に対して補償等の請求はしないこと。 その他、市長が必要と認めた指示事項を遵守すること。 条件を遵守しない場合は許可を取り消す。